令和５年度危険物取扱者保安講習案内

消防法第１３条の２３の規定により、危険物取扱者免状の交付を受け、危険物施設(製造所等)において、危険物の取扱作業に従事している方は、定められた期間内に受講することが義務づけられています。

(危険物の規制に関する規則第５８条の１４)

（１）前回の講習を受けた日以後における最初の４月１日から３年以内（本年度は令和２年度受講者が対象）

（２）危険物の取扱作業に従事した日から1年以内

ただし、過去２年以内に講習を受講、又は免状の交付をうけている場合は、免状交付日又はその受講日以後における最初の４月１日から起算して３年以内に受講となります。

※受講義務者が、受講期限内に受講しないときは、消防法違反となり**免状の返納**を命じられることがあります。

なお、現在危険物取扱作業に従事していない方は受講の義務はありません！

◆オンライン講習について

オンライン講習は、受講開始日(承認)より1ケ月間の受講が可能です。

ご希望の方は、「長崎県危険物安全協会」へアクセスのうえ受講手続きを行ってください。

https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/anzen-anshin/bosai-kokuminhogo/kankeidantaikikan/anzenkyoukai/

◆対面講習について

受講手続

裏面講習会場における対面講習を希望される方は、申込用紙「令和５年度危険物取扱者保安講習受講申請書」に必要事項を記載、長崎県収入証紙（受講手数料）を貼付し、申請書ウラの返信用ハガキに受講者の住所・氏名を記載、６３円切手を貼付のうえ、 (一社)長崎県危険物安全協会あて封書(特定記録郵便)にて送付又は持参してください。

尚、受講票一括返送をご希望の場合は、返信用封筒（宛先を記載、 返信送料分の切手を貼付した封筒）を同封のうえ送付してください。

（１）受講申請時に必要な書類等

① 申込用紙　「令和5年度危険物取扱者保安講習受講申請書」

受講申請書の入手先：長崎県内の各消防本部・局（予防課）、各振興局の総務課、長崎県消防保安室及び（一社）長崎県危険物安全協会

② 受講手数料　４，７００円（長崎県収入証紙）　※収入印紙ではありませんのでご注意ください！

（長崎県収入証紙は、特定の警察署の窓口、各振興局の売店、県庁の売店等で販売しています。）

※受講申請受理後は、受講申請書及び手数料は返納いたしません。

（２）受講申請書の提出先

〒850-0027

長崎市桶屋町５０番１号　杉本ビル３Ｆ　一般社団法人長崎県危険物安全協会

TEL 095-825-8479　　FAX 095-825-8481

講習会の日時・場所等は裏面をご覧ください。

（３）受講通知

受講者の方には、受講申請書の受付が終了後、受講票（返信用ハガキ）を送付いたします。

（４）その他

●受講申請書を郵送希望の方は、返信用封筒(宛先を記載し、送料分の切手を貼付した封筒)を同封のうえ当協会へ請求してください。

●受付期間中であっても、各会場定員になり次第受付を締め切ります。